

人材紹介契約書

_____と（以下「甲」という）と、株式会社 X Anchor（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

1. （業務の内容）

甲は乙に対し、甲が求める要件に該当すると思われる人材の探索、紹介、選考等に関するコンサルティング業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

2. （本件業務の遂行に関する注意事項）

1. 甲は、乙による本件業務の遂行のため、必要な範囲内で甲に関する情報を提供するものとする。乙は、当該情報を甲の選考対象となる人材に提供することができる。
2. 甲および乙は、本件業務を行うにあたり、相手方より貸与を受けた資料がある場合には、これを善良な管理者の注意をもって保管するとともに、本件業務遂行の目的の範囲内においてのみ、使用ができるものとする。
3. 甲は、乙より紹介を受けた人材（以下「候補者」という）に対し、候補者が甲からの内定を応諾するまでの間、直接連絡を行わないものとする。但し、乙が甲に対して事前に承諾した場合はこの限りではない。
4. 候補者の選考の過程において、甲が候補者に対し労働条件を提示した場合（雇用契約書の提示を含み、締結に至ったか否かを問わないものとする）には、直ちに当該条件を乙に開示するものとする。
5. 候補者が甲の内定に応諾し採用が決定した場合、採用の意思および労働基準法に基づく労働条件を明示する書面を甲の責任において速やかに候補者に交付し、その書面の写しを乙にも提供するものとする。
6. 甲は、候補者につき、自らの責任で書類選考・面接等を実施するものとする。適当と認めた場合には、自らの判断で原則として前項で提示した労働条件に基づき、候補者との間で雇用契約を締結するものとする。
7. 甲は、候補者に関して、採用のための適性検査、身元調査・照会およびその他の調査を行う必要がある場合には、甲の責任において行うものとする。乙は、乙又は候補者が甲に提供した情報につき、正確性、最新性、十分性を含め、いかなる保証も行わないものではない。

3. （秘密保持および個人情報の取り扱い）

1. 甲は、候補者の個人情報を厳重かつ適切に管理し、第三者に一切開示・漏洩してはならず、候補者の採用活動以外の目的で使用しない。
2. 甲は、候補者を不採用とした場合又は乙が指示した場合、当該人材に関する個人情報につき、紙データ、デジタルデータを問わず速やかに削除または廃棄するものとする。
3. 甲および乙は、相手方から秘密である旨明示の上受領し、または開示を受けた情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の目的以外の目的で使用せず、第三者に開示・漏洩または提供してはならない。但し、個人情報を除き、次のいずれかに該当するもの、もしくは甲または乙が相手方に当該制約から除外することに同意した情報は秘密情報に当たらないものとする。
 - ① 開示の時に公知であった、または開示以後受領側の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ② 甲または乙が、相手方から開示される以前に、正当に保持していた情報または、甲および乙の秘密情報を使用することなく、甲または乙の受領側が独自に開発した情報
 - ③ 譲渡または開示の権利を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

4. （本件業務の対価）

1. 甲は、候補者が甲に入社した場合、当該人材（以下「採用決定者」という）に対して支払う入社時における理論年収額の 35%相当額および消費税を、本件業務の対価（以下「報酬」という）として乙に支払うものとする。なお、本項でいう理論年収額には、月額固定給（①基本給、②当該候補者につき支払われることになる各種手当（名称を問わない。）及び③固定残業代の合計をいう。）の 12 か月分および理論上の通年賞与（当該候補者の入社年度の前年度における当該候補者と同じ職種及びグレードの従業員に係る賞与額又は賞与支給月数、賞与算定基準額の定め等を考慮の上乙が合理的に算出する金額をいう。）のほか、入社一時金（支度金、

サイニングボーナス等、同趣旨のものを含む）、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し通常支払われる諸手当を含むものとする。

2. 採用決定者が、甲への入社意思を表明したにも関わらず甲に就業しなかった場合、報酬は当初より発生しなかったものとする。この場合、乙はこれに伴う一切の責任を負わないものとする。
3. 甲が、乙から候補者の紹介を受けた日又は乙から紹介を受けた候補者を不採用と判断して乙に通知した日のいずれか遅い方から起算して1年以内に当該候補者を甲が採用したときは、その採用経路にかかわらず、乙の紹介によって雇用契約が成立したものとみなし、甲は、本条第1項に定める報酬を乙に支払うものとする。
4. 候補者が甲と業務委託契約を結ぶ場合は、甲が乙に支払う報酬は、理論年収額を12カ月で割った3ヶ月分とする。この場合の、以下「採用決定者」は業務委託契約を結んだ当該人材として読み替えるものとする。但し、顧問紹介と明示の上で乙から甲に対して人材を紹介した場合は左記の手数料は適用されず、年収に換算した場合の理論年収額の35%相当額および消費税を乙に支払うものとする。
5. 候補者が甲と業務委託契約を結び、4項で定めたとおりの報酬を甲が乙へ支払い後、当該人材が社員として入社する場合、甲は、1項で定める理論年収額の35%相当額から既に支払った報酬を引いた金額および消費税を乙に支払うものとする。

5. (報酬の返還)

乙は、採用決定者が甲に入社後、採用決定者の都合により退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき甲が解雇した場合（以下「自己都合退職等」という）、採用決定者の勤務開始日を起算日として下記に定める条件に従い、報酬の一部を甲に返還するものとする。但し、採用決定者に対する甲の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。尚、業務委託契約の場合の報酬の返還については別紙1に記載の通りとする。

退社時期	返還する報酬
勤務開始日から30日未満	50%
勤務開始日から60日未満	30%
勤務開始日から90日未満	20%

6. (支払いおよび返還時期)

1. 乙は、採用決定者が甲への勤務を開始した日を請求日とし、速やかに請求書を発行するものとする。
2. 請求書を入社月の5営業日までに受理した場合は請求日の属する月の末日までに、それ以降に受理した場合は請求日の属する月の翌月末日までに、甲は、乙の指定する銀行口座への振込により報酬を乙に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
第5条に基づき、乙が甲に報酬を返還する場合は、採用決定者が自己都合退職等をした日より1ヶ月以内に乙は甲の指定する銀行口座への振込により返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

7. (確認)

甲および乙は、乙が採用決定者の身元保証人としての地位にあるものではないことを確認し、採用決定者の行為によって甲または第三者に損害を与えた場合、乙は採用決定者の故意または過失に関わらず賠償の責めを負わないものとする。

8. (オーナーシップ)

候補者を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

9. (有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新されるものとする。

また、以後も同様とする。なお、第 3 条から第 7 条までの規定については、本契約終了後も有効とする。

10. (解約)

甲および乙は、本契約の有効期間中であっても、解約希望日の 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。但し、甲において候補者の採用選考中の場合は、当該選考が終了するまでの期間は解約できないものとする。

11. (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、現在および将来にわたり、自己、自己の役員、親会社、子会社および本契約に係る下請けまたは再委託先が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員またはその他これらに準ずる者をいう）に該当しないこと、および反社会的勢力と一切関係がないことを表明し確約する。
2. 甲または乙は、相手方が前項に違反したとき、または違反していたことが判明したときは、何らの催告を要せず、ただちに本契約を解除することができる。なお、甲または乙が、本項により本契約を解除した場合、当該解除により相手方に生じた損害を賠償する義務を負わないものとする。

12. (協議)

本契約に定めのない事項および本契約の条項の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲乙双方誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

13. (準拠法および合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とする。また、本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。/本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。]

2025 年●月●日

(甲)

(乙)

葛飾区高砂 3-1-20
株式会社 X Anchor
代表取締役 清水 勇輝
職業紹介許可番号 13-ユ-315688



別紙 1 業務委託契約における報酬の返還

退社時期	返還する報酬
勤務開始日から 30 日未満	5 0 %
勤務開始日から 60 日未満	3 0 %

但し、業務委託契約期間が 2 ヶ月に満たない場合はこの限りではない。